

知財の広場

「商標の有効活用について」

前月の「知財の広場」にて、「特許行政年次報告書 2021 年版」に関して中小企業の特許出願件数に注目して、記載させていただいていましたが、今回、出願人数と出願件数に注目して記載します。

中小企業の出願人数の割合は、特許、商標で大差なく内国人に対して約 65%を占めています。一方、中小企業の出願件数では、特許の場合、17.5%、商標の場合、61.3%を占めています。

特許、商標とも中小企業 1 社あたり平均 2~3 件程度ですが、大企業等の特許出願件数は 1 社あたり平均 30 件近くあることが、中小企業における特許の出願件数比率が低い要因になっています。

これは特許の場合、ご存じかもしれませんが、代理人に依頼して特許出願すると 1 件あたり数十万円かかるので、中小企業では、躊躇する面もあるのではないかと推測します。

一方、商標の場合、費用も比較的安く、中小企業一社当たりの出願件数は、平均すると大企業等と大差なく、商標＝ブランドの分野では、中小企業であっても十分に大企業に対抗できるのではないかと考えます。

特許庁への商標出願の手続は、特許に比べ、ご自身ですることも可能ですので、一度、知財総合支援窓口にご相談してみてください。当然、特許のご相談も可能です。なお、不明点がございましたら、INPIT 滋賀県知財総合支援窓口 (TEL.077-558-3443) にご連絡いただければ、ご説明いたします。

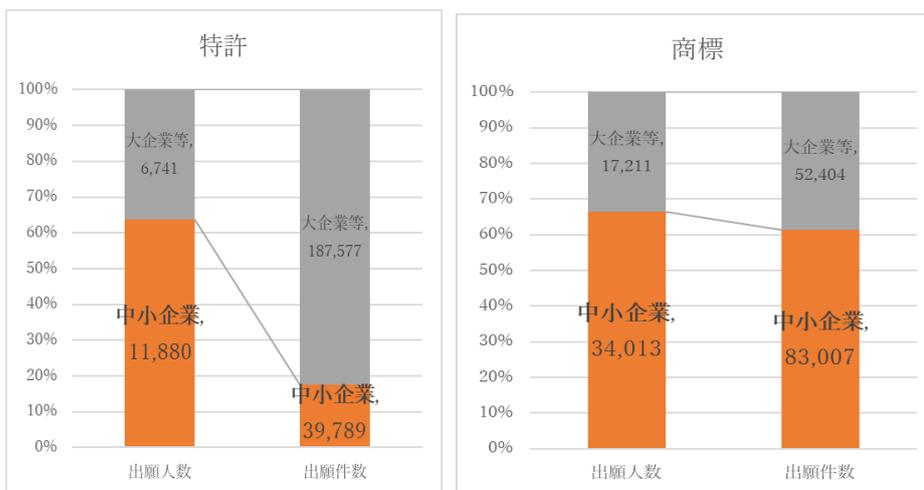


図. 中小企業の特許・商標出願 (2020 年)